

令和 7 年度事業計画

1 運営方針

国内経済は、さらなる賃金上昇による個人消費の拡大や人手不足に対応した設備投資等の内需主導による経済成長が期待されるものの、米国による関税引き上等の政策運営が全く不透明な中で、その影響を強く受けることが危惧されている。

このような中、畜産関係では、今後の為替相場等による配合飼料価格の推移が予測しづらい状況にあるとともに、畜産物価格も個人消費の回復やさらなるインバウンド需要に期待するところが多い。

また、家畜衛生面では、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザが全国各地で発生（3/17 時点：14 道県・51 事例）するとともに、本年 2 月には群馬県で豚熱（96 事例目）が発生して引き続き予断を許さない状況となっている。また、令和 6 年 11 月には、新たに福岡県内の乳用牛でランピースキン病が確認され、全畜種ともに家畜衛生対策の一層の徹底が求められている。

このため、基金協会の運営にあたっては、配合飼料価格差補てん事業を主業務としながら、国・県の畜産振興事業や経営支援対策等に適切に取り組み、畜産経営の安定と持続的な発展に寄与していくこととする。

2 事業計画

1) 配合飼料価格安定対策

(1) 配合飼料価格差補てん事業（R7～R10 年度）〔（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金〕

当該四半期の平均輸入原料価格が、直前 1 年間の基準輸入原料価格を上回った場合に、生産者、飼料メーカー及び国の積立金を財源とする補てん金（通常、異常）を交付する。

ア 契約状況

契約者は、前年度から 3 戸減少して 121 戸（うち畜種重複 5 戸）となり、契約数量は、94,560 トンで対前年比 94.6%となった。

○契約者及び年間契約数量（当初）

（戸、t、%）

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年比	備考
契約者	121	124	97.6	
契約数量	94,560	100,000	94.6	

○畜種別内訳（当初）

（戸、t、％）

区分	令和7年度		令和6年度		対前年比		備考
	契約者	契約数量	契約者	契約数量	契約者	契約数量	
乳用牛	14	2,612	14	2,769	100.0	94.3	
肉用牛	86	17,600	89	17,303	96.6	101.7	
豚	5	11,032	5	15,568	100.0	70.9	
採卵鶏	12	41,123	12	42,665	100.0	96.4	
肉用鶏	4	22,193	4	21,695	100.0	102.3	
計	121	94,560	124	100,000	97.6	94.6	

イ 通常補てん積立金（令和7年1月16日付け全日基通知）

令和3～5年度での累次の補てん発動から補てん財源が低水準にあることや、令和7年度の借入金返済額が73億円と増加するとともに、穀物や為替相場の動向次第では新たな発動の可能性もあることから、通常補てん積立金は2,400円/t（畜産経営者800円/t、製造業者1,600円/t）が継続される。

（円/t）

区分	畜産経営者	契約製造業者（飼料メーカー）		
		基本	特別積立金	計
積立金	800（800）	800（800）	800（800）	1,600（1,600）

（注）（ ）内は令和6年度

ウ 別途納付金の額（令和7年1月16日付け全日基通知）

（円/t）

区分	要件	納付額
①	新規に加入する者	210
②	前年度途中において基本契約を解約し、第2四半期以降の通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて加入する場合	500
③	同じく、第3四半期以降の通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて加入する場合	670
④	同じく、第4四半期の通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて加入する場合	840

（2） その他飼料関係事業

配合飼料価格の高止まりなどを受けて、県等による新たな経営支援対策等が実施される場合は、適時対応していく。

2) 畜産振興対策

(1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度 (R7～R9年度) [(独)農畜産業振興機構]

畜産経営の安定に関する法律に基づき、枝肉価格の変動等が肉用牛経営に及ぼす影響を緩和するため、国(3/4)及び生産者(1/4)が積立を行い、毎月の標準的販売価格(中国5県平均)が標準的生産費(山口県平均)を下回った場合に差額分の9割を交付する。(参加者20戸)

○生産者負担金及び個体登録計画頭数(令和7年1月～12月) (円/頭、頭)

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計
生産者負担金	5,000 (5,000)	17,000 (13,000)	18,000 (10,000)	— (—)
個体登録計画頭数	1,300 (1,276)	1,900 (1,883)	150 (148)	3,350 (3,307)

(注1) ()内は令和6年実績

(注2) 肉専用種は、黒毛和種、褐毛和種、無角和種、その他肉専用種

(注3) (公社)山口県畜産振興協会の事務手数料として、肉専用種1,300円/頭、交雑種・乳用種1,000円/頭を別途徴収

(2) 肉用子牛生産関係事業

ア 肉用子牛生産者補給金制度 (R7～R11年度) [(独)農畜産業振興機構]

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛生産の安定等を図るため、国(1/2)、県(1/4)及び生産者(1/4)が積立を行い、四半期ごとの平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に差額分を交付する。

さらに、平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合は、その差額分の9/10を交付する。(参加者5戸)

○保証基準価格及び合理化目標価格 (千円)

区分	黒毛和種	その他肉専用種	交雑種	乳用種
保証基準価格	574 (564)	334 (328)	274 (274)	164 (164)
合理化目標価格	446 (444)	259 (258)	216 (216)	110 (110)

(注) ()内は令和6年度

○生産者負担金及び個体登録計画頭数(令和7年1月～12月) (円/頭、頭)

区分	黒毛和種	その他肉専用種	交雑種	乳用種	計
生産者負担金	400 (400)	5,000 (4,700)	600 (800)	1,250 (1,700)	—
個体登録計画頭数	100 (100)	20 (21)	220 (220)	130 (125)	470 (466)

(注1) ()内は令和6年実績

(注2) 当基金協会の事業割会費として200円/頭を別途徴収

(注3) (公社)山口県畜産振興協会の事務手数料として、黒毛和種以外は500円/頭を別途徴収

イ 優良和子牛生産推進緊急支援事業

〔(独)農畜産業振興機構〕

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合に、飼養管理向上等に取り組む生産者に奨励金を交付する。

○発動基準価格及び奨励金等

発動基準価格	黒毛和種	61 万円	59 万円	58 万円
	その他肉専用種	36 万円	34 万円	—
必要取組数		2 つ	3 つ	4 つ
奨 励 金		1 万円/頭	2 万円/頭	3 万円/頭
参加者・頭数		1 戸・20 頭		

ウ 繁殖雌牛増頭関係事業

〔(一社)全国肉用牛振興基金協会〕

事業名	事業内容	参加者・頭数
優良繁殖雌牛更新加速化事業	畜産クラスター計画に基づき、高齢繁殖雌牛の更新頭数に応じて奨励金(100・150 千円/頭)を交付する。	2 戸、10 頭

(3) 畜産高度化支援リース事業

(一財)畜産環境整備機構が実施する経営リース及びクラスターリース等の窓口業務を行う。

(4) 養豚及び養鶏経営安定対策

- 山口県養豚協会の賛助会員として各種事業の実施等を支援し、養豚経営の安定に努める。
- 山口県養鶏協会の正会員として協会運営や各種事業の実施等を支援し、養鶏経営の安定に努める。

(5) 山口県全日本畜産経営者協会事務局業務

- 一般社団法人全日本畜産経営者協会(全日畜)の下部組織である山口県全日本畜産経営者協会の事務局業務を行うとともに、研修会等を通じて会員(生産者)への情報提供等を行う。
- 当経営者協会が構成員として参画する畜産クラスター協議会(10 協議会)の運営や、畜産クラスター事業(機械導入事業)の円滑な実施を支援する。

(6) 会議及び行事等

- 理事会等は、必要に応じて開催する。
- 山口・九州地区の基金協会で組織する「山口・九州地区配合飼料価格安定基金協会連絡協議会」をはじめ、全日基、県等が開催する会議や研修会等へ参加し、円滑な協会運営と会員や飼料荷受組合員(生産者)への情報提供等に努める。